高圧ガス保安法令関係例示基準資料集 第9次改訂版

【正誤表 その2】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。訂正箇所をご確認のうえ、ご使用下さい。

対象箇所:「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について」

訂正箇所	正	誤
62 の 2. 過充	1. 充填設備には、充填中の圧力を検知しかつ表示する装置を備え、当該圧力が、	1. 充塡設備には、充塡中の圧力を検知しかつ表示する装置を備え、当該圧力が、
塡防止のため	燃料装置用容器の最高充塡圧力以下であって、外気温度と燃料装置用容器の初期	燃料装置用容器の最高充塡圧力以下であって、外気温度と燃料装置用容器の初期
の措置(圧縮	圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充塡を停止する装	圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充塡を停止する装
水素スタン	置を設けること。あらかじめ定める圧力は、「圧縮水素充塡技術基準(圧縮水素	置を設けること。あらかじめ定める圧力は、「圧縮水素充填技術基準(圧縮水素
ド)	スタンド関係)JPEC-S 0003(2014)」(平成 26 年 10 月 10 日一般財団法人石油エ	スタンド関係)JPEC-S 0003(2014)」(平成 26 年 10 月 10 日一般財団法人石油エ
P.152	ネルギー技術センター) 又は「圧縮水素充塡技術基準(圧縮水素スタンド関係)	ネルギー技術センター)に従うこと。
	JPEC-S 0003(2016)」(平成 28 年 3 月 4 日一般財団法人石油エネルギー技術セ	
	<u>ンター)</u> に従うこと。	
	下線()部分を追加。	
66の4. 圧縮	1. ディスペンサーに設けた圧力発信器により圧力上昇率を監視し、外気温度に	1. ディスペンサーに設けた圧力発信器により圧力上昇率を監視し、外気温度に
水素の充塡流	応じた圧力上昇率で充塡を行うよう自動的に制御することにより、流量を制限す	応じた圧力上昇率で充塡を行うよう自動的に制御することにより、流量を制限す
量の制限に係	ること。また、充填途中に、圧力許容範囲が逸脱した場合(充填開始直後及びバ	ること。また、充塡途中に、圧力許容範囲が逸脱した場合(充塡開始直後及びバ
る措置(圧縮	ンク切替に伴う一時的な圧力の変動によるものを除く。)には、自動的に充塡を	ンク切替に伴う一時的な圧力の変動によるものを除く。)には、自動的に充塡を
水素スタン	停止する装置を設けること。なお、圧力上昇率及び圧力許容範囲は、「圧縮水素	停止する装置を設けること。なお、圧力上昇率及び圧力許容範囲は、「圧縮水素
ド)	充塡技術基準 (圧縮水素スタンド関係) JPEC-S 0003(2014)」 (平成 26 年 10 月 10	充塡技術基準(圧縮水素スタンド関係)JPEC-S 0003(2014)」(平成 26 年 10 月 10
P.170	日一般財団法人石油エネルギー技術センター) 又は「圧縮水素充填技術基準(圧	日一般財団法人石油エネルギー技術センター) に従いあらかじめ設定すること。)
	縮水素スタンド関係) JPEC-S 0003(2016)」(平成 28 年 3 月 4 日一般財団法人	
	<u>石油エネルギー技術センター)</u> に従いあらかじめ設定すること。)	
	下線 () 部分を追加。	